

飯田市中学校部活動の活動指針の改定について

資料 No. 3

1 改定の趣旨

飯田市教育委員会では、部活動の意義、現状及び課題を踏まえつつ、飯田市中学校部活動のあり方について検討を進めてきました。この度、長野県教育委員会より「長野県中学校の文化部活動方針」(令和元年12月 長野県教育委員会策定)が示されたこと、現在の活動方針案について、いくつかの課題が明らかになったことを受け、現在の「飯田市中学校の運動部活動等のあり方について」(平成27年4月策定、平成31年3月改定)の見直しを行います。

2 改定のポイント

- (1) 文化部活動に関する内容を加筆するとともに、文化部活動を含むことを明らかにするよう指針の名称を改める。
- (2) 「4 部活動の活動基準(1) 休養日の設定」の「週末に両日活動する場合」の休養日の取り方に関する内容について、県の活動指針を参考に修正
- (3) 「4 部活動の活動基準(1) 休養日の設定」の「長期休業中」に関する内容について、県の活動指針を参考に修正
- (4) 「4 部活動の活動基準(2) 活動時間」の「放課後部活動」に関する内容について、冬季(概ね11月~1月)に開催される大会・コンテスト・コンクール・発表会等を考慮し、本指針の定める範囲内で、放課後部活動を延長できるとの内容に修正

3 改定の内容

~~飯田市中学校の運動部活動等のあり方について
(新たな活動方針案)~~

飯田市中学校部活動の活動指針(案)

令和2年3月 改定
飯田市教育委員会

1 趣旨

- (1) 中学校 **運動部** 活動の意義、担う役割

中学校の **運動部** 活動は、**各活動に興味・関心をもつ同好の生徒が参加し**、体力や **知識・技能** の向上、異年齢との交流のなかでの生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義は大きいと言えます。

また、生涯にわたってスポーツ **や芸術文化活動** に親しむ習慣を身に着け、体力・運動能力 **や知識・技能** の向上を図るとともに、仲間と互いに競い励まし協力するなかで、公正さと規律を学ぶ態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していくうえで極めて重要な活動です。

- (2) 部活動の現状と課題

中学生期のスポーツ活動 **・芸術文化活動** を取り巻く環境は、少子化による生徒数の減少、**運動**

競技経験や芸術文化活動経験の無い教員が顧問を担う必要があるなど、従前の運営体制等では活動が困難な状況が生じています。

~~平成29年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」によると、長野県は男女ともに運動部活動の所属率が全国平均と比べても低く、体力合計点も低い傾向にあります。また、中学校運動部活動で経験した悩みとして、「疲れがたまった」、「休日が少なかった」、「勉強や遊びの時間が少なかった」など、疲労や生活時間的側面の悩みが多いことが確認されています。~~

また、長野県特有の「**運動部活動の延長として行われている社会体育活動^{*1}**」、「**文化部活動の延長として行われている社会文化活動^{*2}**」は、責任の所在が曖昧であり、一部の過熱化による活動時間の長時間化、生徒や家庭の負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くなどといった問題が指摘されています。

平成30年度に飯田市教育委員会が実施した「部活動等の現状調査」によると、ほぼ全ての部活動で「**運動部活動の延長として行われている社会体育活動**」が実施されており、部活動の時間と合わせると、長時間活動している現状が確認されています。

(3) ~~新たな~~活動指針の**策定改定**

飯田市教育委員会では、部活動の意義、現状及び課題を踏まえつつ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁策定)、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」(平成31年2月 長野県教育委員会策定)、「**文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**」(平成30年12月 文化庁策定)、「**長野県中学校の文化部活動方針**」(令和元年12月 長野県教育委員会策定)に則りながら、以下「2 飯田市が目指す**運動部活動の姿**」の実現に向けて、現在の「飯田市中学校の運動部活動等のあり方について」(平成27年4月策定、**平成31年3月改定**)の**を一部見直しを行いました。「新たな活動方針案(以下「活動方針案」)を定めます。なおその活動方針案は、文化系部活動についても同様に取り扱います。(文化系部活動の活動方針は、県の活動指針の策定を踏まえ平成31年度に検討し策定する)。**

「**運動部活動の延長として行われている社会体育活動^{*1}**」

運動部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、運動部活動の保護会が主催であったり、地域のスポーツ指導者等が運営主体になったりしているが、主には、運動部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するために行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒の負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会体育活動とは異なる。

(長野県中学生期のスポーツ活動指針より)

「**文化部活動の延長として行われている社会文化活動^{*2}**」

文化部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、文化部活動の保護会が主催であったり、地域の芸術文化指導者等が運営主体になったりしているが、主には、文化部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するために行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒の負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会文化活動とは異なる。

(長野県中学校の文化部活動方針より)

2 飯田市が目指す部活動の姿

(1) 部活動の位置づけ

飯田市の**運動部活動**は、部活動の意義や担う役割を踏まえつつ、学校の教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら実施します。

(2) 部活動の目的

飯田市の運動部活動は、~~スポーツ~~知識・技能の向上や試合~~を勝つ~~・コンクール等で好成績を得ることが全て（最終目標）ではなく、生徒の自主的、自発的な参加のもと、生徒同士や生徒と顧問等との好ましい人間関係の構築や、生徒の達成感、連帯感、向上心を大切にする部活動を通じて、部活動をして良かった（スポーツや芸術文化活動の楽しさや喜び）、これからもスポーツを続けたい（生涯にわたって~~豊富な~~スポーツ~~ライフ~~や芸術文化に親しむ生き方の実現）、これからも様々なことに挑戦したいと思う（未来を切り拓く）生徒を育てます。

また、学校、保護者、~~スポーツ~~指導者など部活動に関わる全ての者の共通理解と協力のもと、生徒、顧問、家庭の過度な負担にならない適切な活動時間と休養日の設定を通じて、生徒の心身の健やかな成長と生きる力を育みます。

3 目指す姿の実現に向けた取組

(1) 適切な運営に向けた活動方針等の策定

- ①中学校校長は、本活動方針案指針に則り、毎年度の運動部活動に関する活動方針を作成します。
- ②運動部活動顧問（以下「顧問」）は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会・コンクール等の日程）並びに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、学校長に提出するとともに生徒、保護者へ情報提供します。
- ③学校長は、各部活動の活動方針を学校ホームページ等で公開するとともに、毎月の活動計画及び活動実績を確認し、生徒や教員の過度の負担にならないよう適宜、指導、是正します。

(2) 適切な指導体制

- ①中学校校長は、生徒のニーズ、各校の生徒や教員の人数、及び校務分担分掌等を踏まえつつ、充実した指導や生徒の安全確保など円滑な部活動を実施するため、適正な数の部活動を設置します。
- ②中学校校長は、顧問の献身的な取組に頼ることなく、学校組織全体で部活動の適切な指導、運営、管理を可能とする体制を構築します。
- ③運動部活動の活動実績、顧問の勤務時間等の適正な管理により、教員の働き方の改善を図ります。
校長は、部活動の活動実績、顧問の勤務時間の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

(3) 適切な指導の実施

- ①運動部活動顧問は、文部科学省が策定した「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）に基づく適切な指導を行います。
- ②顧問は、運動部活動の教育的な意義、生徒の発達段階に応じた指導を行います。
- ③顧問は、科学的な見地に基づく短時間で効果的な指導に努めます。
- ④顧問は、生徒の心身の健康管理や部活動による事故の防止など、生徒の安全を確保するとともに、事故発生の際は適切に対応します。
- ⑤中学校校長及び顧問は、体罰や不適切な言動による指導の根絶に取り組みます。

(4) 保護者や地域との連携

- ① ~~中学校校長~~は、「スポーツ・文化活動運営委員会」を設置し、保護者、地域、外部指導者等と部活動の方針、年間計画などを確認、共有します。
- ② ~~中学校校長~~は、合理的、効率的、効果的な指導を行うため、地域や外部の指導者など 運動競技経験・芸術文化活動経験や専門性を有する人材との連携、協力を図ります。
- ③ ~~中学校校長~~は、~~地域において実施されている社会体育活動^{※3}~~や~~スポーツクラブ~~、~~地域において実施されている社会文化活動^{※4}~~、~~や芸術文化活動団体~~など、生徒の部活動以外の活動状況についても把握に努めます。

////////////////////////////////////
「地域において実施されている社会体育活動^{※3}」

市町村教育委員会、市町村スポーツ推進委員、公民館、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、郡市体育協会、各種競技団体、レクレーション関係団体や、スイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブ等が行うスポーツ活動。
(長野県中学生期のスポーツ活動指針より)

「地域において実施されている社会文化活動^{※4}」

市町村教育委員会、市町村芸術文化所管部局、公民館、各芸術文化活動団体等が行う活動等。
(長野県中学校の文化部活動方針より)
////////////////////////////////////

4 部活動の活動基準

(1) 休養日の設定

- ① 学期中は、週あたり2日以上の休養日を設けます。
 - 平日は、少なくとも1日の休養日を設けます。
 - 土曜日及び日曜日（以下「週末」）は、少なくとも1日以上の休養日を設けます。
 - 週末に練習試合や大会、実技講習会やコンクール等で両日活動する場合は、平日に設けた通常の休養日以外の休養日を、他の曜日で確保します。休養日をできるだけ他の週末に振り替えます。また学校長は、土日両日の部活動が日常常態化しないよう現状を把握し、適宜に指導、改善します。
- ② 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設けます。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、活動はできるだけ平日に行うよう配慮します。

(2) 適正な活動時間

① 適正な活動時間

- ~~○ 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、週末や学校の休業日は長くとも3時間程度とし、合理的かつ効率的、効果的な活動を行います。~~
- ~~○ 週末や学校の休業日の部活動は、原則午前、午後にあたらないようにします。~~
- ~~○ 放課後の部活動は、生徒が保護者の迎えがなくても安全に帰宅できる時間までの活動が望ましいと考えます。しかし一方で、冬季における部活動のあり方など、実現に向けて解決すべき課題も確認されているため、試行期間において引き続き検討し、考え方を整理します。~~

① 平日の活動時間は長くとも2時間程度、各校が下校時の安全を考慮して季節ごとに定める完全下校時刻までとします。ただし、以下に示す期間においては、生徒や保護者に対して十分な説明をし、理解を得るとともに、下校時の安全にかかわる措置を講じたうえで、週2日以内において、校長の判断により放課後部活動を延長することができるものとします。

なお、その場合も「長くとも2時間程度」の範囲内で活動します。

〔放課後部活動の延長が認められる期間〕

ア. 運動部活動においては、新人大会前4週間

イ. 文化部活動においては、当該文化部の中心的な参加行事として位置付けられるコンクール・コンテスト・発表会等のうち、冬季（概ね11月～1月）に実施される行事、及びそれらの上位に位置する行事の開催日前4週間

* 「(補足) 冬季の大会参加に向けた放課後部活動の延長について」を参照

② 週末や学校の休業日の活動時間は長くとも3時間程度とし、原則として活動が午前、午後にわたらないようにします。

(3) 朝の部活動の原則禁止

○朝の運動部活動は、原則実施しません。ただし、冬季など放課後の活動時間が確保できない場合は、生徒の健康や生活リズム等に考慮配慮しつつ、生徒や保護者に対して十分な説明をし、理解を得たうえで、活動計画に位置づけ、~~ふもとで~~実施することができるものとします。

なお、朝の運動部活動を行う場合も、上記「適正な活動時間」の範囲内で行うこととします。

5 運動（文化）部活動の延長として行われている社会体育（文化）活動の廃止

「運動（文化）部活動の延長として行われている社会体育（文化）活動」や、「保護者会主催の社会体育（文化）活動」は、長野県中学生期のスポーツ活動指針、長野県中学校の文化部活動方針に則り、廃止します。

なお、競技力・技能の更なる向上を目指す生徒が、「地域において実施されている社会体育（文化）活動」等に参加することができるよう、飯田市教育委員会を中心に飯田市体育協会、飯田文化協会など関係機関と連携し、スポーツ・芸術文化活動機会の確保、充実に努めます。

6 試行期間の設定と適用

~~この活動方針案は、2019年4月1日から2020年度の新体制（8月末）までの間を「試行期間」とします。~~

~~試行期間中に確認された課題等について、飯田市教育委員会及び校長会を中心に検討し、必要に応じて活動方針案を修正したうえで「新たな活動方針」を策定し、2020年9月1日より適用（完全移行）します。~~

この活動指針案は、改訂後、令和2年（2020年）8月末までを試行期間とし、9月1日より適用されます。

【補足】 冬季の大会参加に向けた放課後部活動の延長について

(1) 運動部にかかわって

- ①「新人大会」とは、中体連が主催する郡市・地区大会及び南信地区大会、並びに南信地区大会の上位に位置付けられる連盟（協会）主催の大会（県大会・北信越大会・全国大会）を指します。
- ②上記大会以外で、地域の連盟（協会）等が主催する、いわゆる「ローカル大会」と呼ばれるものについては、放課後部活動の延長の対象外です。ただし、連盟（協会）主催の大会は、飯田・下伊那地域を参加対象とするものから、他地域で開催される全国レベルの大会につながるものまで多岐にわたるため、必要に応じて、部活動延長の可否について学校と教育委員会で協議します。

(2) 文化部にかかわって

- ①「当該文化部の中心的な参加行事として位置付けられるコンクール・コンテスト・発表会等」とは、吹奏楽連盟が主催するアンサンブルコンテストのように、主に連盟（協会）が主催する行事を指します。ただし、文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時期など極めて多様であるため、必要に応じて、部活動延長の可否について学校と教育委員会で協議します。

(3) 共通

- ①放課後部活動の延長は、該当する部活動ごとに実施され、対象となる大会・コンクール・コンテスト等が終わった時点で終了となります。
- ②放課後部活動の延長が可能な期間は、各大会・参加行事の「開催日前4週間」です。

(下図参照)

〔図〕 放課後部活動延長の例

